

議 長 日程第3「議案第44号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」について、  
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号松田町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定す  
る。平成30年9月4日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行により、本条例  
において引用する条項が変更となったため、提案するものでございます。よろ  
しくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは御説明させていただきます。1枚おめくりください。松田町介護保  
険条例の一部を改正する条例。松田町介護保険条例の一部を次のように改正す  
る。第9条第1項第6号中「法第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改  
める。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の松田町介護保険条例の規定  
は平成30年8月1日から適用する。

この改正は、本年3月議会でお認めいただきました平成30年松田町条例第16  
号において、改正前では合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係  
る特別控除を適用していなかったため、収用、交換等特定土地区画整理事業、  
特定住宅地造成事業など、本人の責めに帰さない、本人の原因にならない理由  
によって土地の売却等が生じた場合に、その所得がその代金も所得とされてし  
まうために、これを合計所得金額から控除するといった改正を行ったものでご  
ざいます。今回、介護保険法施行令等の一部が改正され、該当条文が削られ、  
第22条の2第2項として新設されたことにより改正させていただくものでござ  
います。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第44号松田町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。